

# ごみやにけーしょん 40

“へらす”“わける”で目指せ一歩先行くごみゼロ事業所!! vol. 40



◆レジ袋有料化スタート! 全国一律7月1日から

2050年  
海はプラスチック  
ごみで溢れていた

有料化で  
レジ袋を減らす  
のだ!!

未来は  
変えられる!

## どうして 有料化 が 義務 になるの?

レジ袋の有料化が、消費者自身のライフスタイルを変えるきっかけとなり、使い捨てプラスチックの過剰な使用の抑制につなげることが目的です。近年、使い捨てプラスチックによる海洋汚染や地球温暖化などが深刻化しており、この状態が続くと2050年には、海で泳ぐ魚より、海を漂うプラスチックの量が多くなることが予測されています。

現在、京都市民1人当たり、年間約220枚ものレジ袋、約190本ものペットボトルを消費しています。

☆みんなの力が  
地球を救う

HELP!!



### 有料化のポイント

#### どのような事業者が対象?

レジ袋を使って小売業\*を営む全ての事業者。主な業種が小売業ではない事業者(製造業やサービス業など)も、事業の一部として小売業を行っている場合は対象となります。

法令の対象外の業種であっても自主的な取組として有料化を実施することを推奨しています。



小売業

\*各種商品小売業、織物・衣類・身の回り品小売業、飲料品小売業、自動車部分品・付属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・かん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業



### 有料化のポイント

#### どのようなレジ袋が対象?

消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる持ち手のついたプラスチック製の買物袋です。

※義務化対象外の袋も、有料化することを妨げるものではありません。有料化をはじめとするレジ袋削減に努めることをお願いしています。

対象

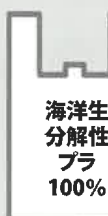


持ち手がある

対象外



繰り返し使用が可能で厚さ50マイクロメートル以上の袋



海洋生分解性プラスチックの配合率100%の袋



バイオマス素材の配合率25%以上の袋

※その性能について、科学的根拠に基づく評価手法により第三者から認定又は認証を受け、袋ごとに認定又は認証を受けたことを記載するか、記号を表示する必要があります。



## 有料化のポイント 有料レジ袋の価格設定は？

- ◆レジ袋1枚当たり1円以上の価格で、事業者自ら設定してください。
- ◆商品の価格とレジ袋の価格がわかるように消費者に提示してください。

国の調査によると「レジ袋の価格が安すぎると、辞退率は低い」という報告もあります。



有料化の売り上げの一部を環境団体へ寄付したり、マイバッグ持参者に値引きやポイント還元をしている事業者もあるぞ！

## 京都市におけるレジ袋の有料化の取組

- ◆ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例※」により、物品の小売業の皆様は、これまでから、レジ袋の有料化又はレジ袋を譲り受けない消費者への特典を付与等のレジ袋の配布を抑制する取組を進めていただいています。
- ◆先行してレジ袋有料化を実施している市内の食品スーパーを利用する8割以上の方が、レジ袋を辞退しています。

※京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の愛称

レジ袋の有料化を実施しなかった場合、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」に基づき、勧告及び公表の対象となることがあります。また、容器包装リサイクル法に基づく「容器包装多量利用事業者」が実施しない場合は、勧告、命令及び罰則(50万円以下の罰金)の対象となることがあります。

レジ袋有料化については…

京都市レジ袋削減キャンペーン



詳しくはこちら

マイバッグ利用の働きかけをお願いいたします。

## テイクアウトや宅配サービスをされている皆様

新型コロナウイルス感染症を機に、テイクアウトや宅配サービスを始められた皆様も多いと思います。注文を受けた際には、使い捨てのスプーンやフォーク、割り箸、お手ふきが必要か確認していただき、使い捨てプラスチックの削減、ごみの減量にご協力ください。



## 新型コロナウイルス感染症に係る事業所 (医療関係機関等を除く)でのマスク等の捨て方

- ◆新型コロナウイルス等の感染症対策として、マスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、従業員やごみの収集員等がごみに直接接触することがないように、ごみ袋をしっかりとしばって排出してください。
- ◆更なる感染拡大を防ぐため、「ごみに直接接触しない」、「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけてください。
- ◆また、ごみが袋の外面に触れた場合や、袋に破れがある場合は、二重にごみ袋に入れることも有効です。



## 一般廃棄物の収集運搬を通じて社会インフラの一翼を担う 京都環境事業協同組合

京都環境事業協同組合は、京都市内の事業所から排出される『一般廃棄物』を収集、運搬する事業者の組合です。全ての加入業者が京都市の一般廃棄物収集運搬業の許可※を受けており、市内の事業者の皆様の事業活動を廃棄物のあらゆる面からサポートされています。

廃棄物の収集、運搬は、市民の皆様の生活環境の保全及び公衆衛生の維持管理の観点から、1日も欠かすことのできない業務であり、昨今のコロナ禍においても、社会インフラを支える力として昼夜を分かたず、市民生活を支えていただいています。

※無許可の業者(管理会社や清掃業者等)が他人のごみを収集、運搬することは違法です。



TEL.075-691-5517

【受付時間】  
13:00~17:00  
(月~金)

E-Mail: info@k-kankyoe.ne.jp  
〒601-8317 京都市南区吉祥院新田式ノ段町65

発行:京都市環境政策局ごみ減量推進課  
京都市中京区河原町二条下の一之船入町384番地ヤサカ河原町ビル8階  
TEL.075-366-5090 / FAX.075-213-0453  
(事業ごみ担当ダイヤル)

令和2年6月 京都市印刷物 第024138号

京都市  
CITY OF KYOTO  
京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ!

